

障害者自立支援法に関する事業者説明会（H20.4.16）質問&回答

番号	質問事項	質問内容	回答	回答者
1	入所施設における入院時の支援について	「入院時支援特別加算」及び「長期入院等支援加算」は併給はできないことから、いずれかを選択するとなっているが、その選択は事業者と利用者のどちらが行うことになるのか。	「入院時支援特別加算」及び「長期入院等支援加算」のどちらを選択するかについては、主として事業者が決定することになります。ただし、加算を算定する場合には利用者の負担も生じることから、あらかじめ施設障害サービス計画の中に入院時の支援内容を定めておくなど、利用者も納得の上で最も適切と思われるほうの加算を選択してください。	施設福祉担当
2	入所施設における入院時の支援について	「入院時支援特別加算」及び「長期入院等支援加算」はいずれかを選択することとなっているが、事業所単位でどちらか一方の加算を選択するということなのか。	あくまでも個々の利用者の状況により、どちらの加算を算定するか選択して問題ありません。	施設福祉担当
3	グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等の支援について	「入院時支援特別加算」及び「長期入院時支援特別加算」はいずれかを選択することとなっているが、事業所単位でどちらか一方の加算を選択するということなのか。	あくまでも個々の利用者の状況により、どちらの加算を算定するか選択して問題ありません。	施設福祉担当
4	居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大について	①官公署への介助が障害福祉サービスの対象となるのは、通院介助に続いた場合のみ対象となるのでしょうか。単独での官公署への介助は、今までどおりの移動支援サービスの利用のままでよいのでしょうか。 ②通院介助の後に官公署の他銀行等や買い物など他の所に寄ってほしいとの希望があった場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。	①今回の対象範囲の拡大は、居宅介護利用者が、単独で公的手続きや相談のために官公署を訪問する場合等も適用されるものです。また、相談の結果、指定相談支援事業者及び見学のため指定障害福祉サービス事業所を訪問する場合も含まれています。 ②買い物等の利用については、含まれていません。	地域生活支援担当
5	ケアホームにおいて個人単位でホームヘルパーを利用する場合等について	ケアホームの個人単位のホームヘルパーを支給決定してくれない市町があるように思えますので、今回の拡大する意味を十分に市町担当者に説明し、円滑にケアホーム利用者がサービスを受けられるようお願いしたい。	市町担当者等説明会（4月22日開催）等を通じて、障害福祉サービス事業の改正・趣旨等を説明しました。	地域生活支援担当
6	施設外就労事業等について	「1ユニットあたりの最低定員が3人以上」について、通常は3名以上で就労しているが、日によって2名しか就労メンバーがない場合は、請求の対象外なのか。	施設外就労における1ユニットの最低定員は3人以上とされていることから、3人未満しかメンバーがない日は対象外となります。	施設福祉担当
7	施設外就労事業等について	ユニットを組んで就労できる日数が月10日間ほどで、5名程度の就労者の場合、常勤換算方法だとどのようになるのか。	職員配置について、就労継続支援（A型・B型）の場合、常勤換算で利用者数を10で除した数以上の職員が必要となります。したがって、ご質問のような就労者が5名の場合は、5（人）÷10＝0.5となるため、一日あたり0.5人の配置が必要となります。	施設福祉担当